

平 成 2 6 年 第 1 4 回

当別町教育委員会定例会議事  
要約版

当別町教育委員会

第14回 当別町教育委員会定例会議事（要約版）

日 時 平成26年12月19日(金) 午後1時30分

場 所 役場3階中会議室

出席委員

委員長	白井 応隆
委員	武岡 和廣（日程第4より出席）
委員	寺田 郷子
委員	小林 泰雄
委員	本庄 幸賢

参 与

教育部長	野村 雅史
管理課長	山崎 一
総務係長	村上 賢二
学校教育係長	高島 忠義
学校教育係主査	高田 一魅
一貫教育推進係長	櫻田 克
社会教育課長	長谷川 敏
社会教育課参事	山田 敏行
社会教育課主幹（社会教育担当）	小出 真二
社会教育課主幹（社会教育担当）	林 成興
社会教育課主幹（スポーツ振興担当）	須藤 豪
社会教育係主査	上島 浩
学校給食センター長	森田 弥寿彦

傍聴者 なし

議 事	日程第1 報告第1号
案件名	臨時代理について（当別町教育支援委員会委員の解職について）
説 明	平成26年12月4日付け当別町教育支援委員会委員の解職について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。
質 疑	寺田委員： 解職の理由をお聞きしてよろしいでしょうか。 管理課長： 北海道中央児童相談所の飯山委員は人事異動に伴いまして、この職から離れておりますので、解職となります。
採 決	原案のとおり承認

議 事	日程第2 報告第2号
案件名	臨時代理について（当別町教育支援委員会委員の委嘱について）
説 明	平成26年12月5日付け当別町教育支援委員会委員の委嘱について、臨時に代理したので、委員会に報告するものであります。
質 疑	質疑なし
採 決	原案のとおり承認

議 事	日程第3 報告第3号
案件名	当別町社会教育施設に指定管理者制度を導入可能とすることに伴う関係条例の整備に関する条例制定について
説 明	<p>第13回定例会において委員各位のご了解をいただきました、協議案第1号「当別町総合体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」、協議案第2号「当別町コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び協議案第3号「当別小学校プール管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、3つの条例改正を1つにまとめた整備条例として改正すべく、平成26年第5回当別町議会定例会において、12月12日に可決されましたので、委員会に報告するものであります。</p>
質 疑	質疑なし
採 決	原案のとおり承認

議 事	日程第4 報告第4号
案件名	平成26年度全国学力・学習状況調査報告書の作成について
説 明	<p>平成26年度全国学力・学習状況調査について当別町の調査分析結果を報告書にまとめたので、委員会に報告するものであります。</p> <p>小学校の教科ごとの傾向の国語ですが、国語A・Bともに全国より下回る結果となり、国語Bでは「話すこと・聞くこと」の領域で全道とほぼ同様の結果になりました。</p> <p>また、国語A・Bの「話すこと・聞くこと」「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の領域で、昨年度から比較して全国平均に近いづいてきている。少しずつではあるが、読書活動の成果が表れてきている様子がうかがえます。</p> <p>次に、国語Aの「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の領域では、全国を上回る問題もあるなど、故事成語の意味の使い方が理解できているものと推察されます。</p> <p>記述式の問題については、国語Bの活用の問題で全国より低く、「書くこと」の領域が低い結果がみられました。</p> <p>次に算数です。</p> <p>算数Aでは、「数と計算」「量と測定」の領域で基礎・基本の定着が見られるものの、算数A・Bともに昨年度の全国との差を縮めることはできませんでした。</p> <p>算数Bの「数と計算」「量と測定」「数量関係」の領域においては、全国との差があるものの、「数と計算」の領域では、昨年度より向上しております。</p> <p>算数Bでは、「無回答率」が多い状況が見られます。問題を読み、算数を応用し計算によって答えを導くまでに至っていない様子が見られます。</p> <p>次に、中学校の分析になります。教科ごとの傾向について説明をさせていただきます。</p> <p>国語ですが、国語A及び国語Bについては、全国平均を上回る結果となりました。</p> <p>また、国語Aでは「話すこと・聞くこと」「書くこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」の領域で、全国を上回る結果となり、特に、漢字の読み書き等の基礎を大切に取り組んできた成果が現</p>

	<p>れたと分析しています。</p> <p>国語Bはすべての領域で全国を上回る結果となりました。国語Aと同様「書くこと」に顕著な成果が現れています。</p> <p>数学ですが、数学Aは全国平均を下回り、数学Bは全国平均を上回る結果となりました。</p> <p>数学Aでは、昨年度より全国との差が広がる結果となり、特に「関数」の領域での落ち込みが見られています。</p> <p>数学Bでは「資料の活用」を除く領域において、全国平均より高い状況がみられ、「数と式」の領域では、全国より4.6ポイント高い結果となりました。</p> <p>次に、学力・生活習慣の向上に向けた取組です。</p> <p>この調査結果を基に、各学校では児童生徒がつまづき易い内容や、指導方法の工夫改善が必要な領域・分野について明確化し、今後、学校改善プランを作成し実行することになります。また、町教委においても、各学校の指導方策を確実なものにするために、今後さまざまな支援を実施していきます。</p> <p>TTや少人数・習熟度別指導など、個に応じた指導の工夫改善のため、教員の加配事業やSATなどの人的支援を行います。等々11項目を列記しているところです。</p> <p>学校の取組では、本調査結果に基づく「学校改善プラン」の策定・実行・改善。等々12項目を列記しています。</p> <p>この結果分析については、今後当別町の学力改善プランにも反映をさせていきたいと考えております。</p>
<p>質 疑</p>	<p>寺田委員： この公開された報告書を読んでもただの方にはすごくためになるのではないかと思います。</p> <p>報告書17ページ右上の学校生活のところ、悩みを相談しない子が突出して多いというのがあって、中学校でも、悩みを誰にも相談しない子が多いということですが、報告書には、副担任や養護教諭・スクールカウンセラーを活用した積極的な相談活動が必要だと書かれています。</p> <p>スクールカウンセラーが配置されているということを知っているのですが、まだまだそこに行くのにハードルが高いと思うのです。年間どの程度の子もたちが相談に行っているのか、その数字を教えてくださいたいのと、41ページのところ、スクールカウンセラーの文字をいれてもいいのかなという気がしました。</p> <p>心の問題を手厚くやっているというところをもっとアピールしてもいいのではないかと思います。</p>

	<p>37ページの自尊心、規範意識の3番目で、いじめはどんな理由であってもよくないと答えた生徒の割合が昨年度より5.7ポイント低下している。これだけいじめはよくないことだよとやってきている中で、心配だなと思います。</p> <p>管理課長： スクールカウンセラーの制度は、どのように表現できるか考えますけれども、41ページの取組の中で検討していきたいと思っています。</p>
採 決	原案のとおり承認

議 事	日程第 5 議案第 1 号
案件名	当別町いじめ防止基本条例について
説 明	<p>当別町全体でいじめ問題に取り組むため、当別町いじめ防止基本方針について、委員会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>いじめの防止等のための対策の基本的な方向性は、全ての児童生徒が、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。いじめを行わず、また、見てみぬふりをするのがないようにする。町、学校、地域、家庭が連携し、いじめの問題を克服する。の3点です。</p> <p>いじめ基本方針の経緯については、いじめ防止対策推進法の施行に伴いまして、国は、いじめの防止等のための基本的な方針を平成25年10月に決めました。また、北海道では、平成26年4月に北海道いじめの防止等に関する条例が施行され、8月には北海道いじめ防止基本方針を策定し、北海道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向性や具体的な内容が示されております。これらの内容を踏まえ当別町では、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、町全体でいじめ問題に取り組むよう、法第12条の規程に基づき、当別町いじめ防止基本方針を策定しようとするものであります。</p> <p>なお、各小・中学校においては、既に基本方針の策定を行っているところです。</p> <p>いじめの定義についてです。いじめは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義しています。</p> <p>いじめの防止等に関する基本的な方向性は、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭、地域等との連携の4つを中心としています。</p> <p>続いて、いじめの防止等のための対策の内容です。</p> <p>組織の設置について、重大事態の発生時における教育委員会の附属機関の設置と重大事態の再調査を行う町長の附属機関の設置をします。</p> <p>次に、重大事態の意味ですが、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。又は、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する</p>



	<p>ことを余儀なくされている疑いがある。こととしています。  調査結果に基づく再調査等ですが、町長は、当該重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関による調査を行い、必要な措置を講ずるとともに、調査結果を議会に報告します。</p> <p>その他いじめ防止等のための対策に関する事項ですが、定期的な点検及び基本方針の見直しについて行っている旨の記載をしております。</p>
<p style="text-align: center;">質 疑</p>	<p>武岡委員： 「学校から重大事態発生の報告を受けた」の前に、重大事態とは何か書かれていたのですが、抜いた意図についてお伺いしたい。教育委員会が重大事態だと判断して、附属機関を開く基準というのを方針案に入れたほうがいいのではないかと思うが、どうか。</p> <p>教職員が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。とあって、このことは非常に大事なことだが、あわせて、日常からどんな些細なことも臆せず自由に物が言い合える教職員相互の人間関係の構築に努めるということが大事なことだと思う。このことを追加してはどうか。</p> <p>管理課長： 当初の書き方は、教育委員会又は学校による調査等ということで説明をさせていただいたところ。事務局で協議をさせていただいたところ、重大事態については、学校が当初より関わっているのはもちろん、教育委員会がさらに加わり関わっていくことが必要ということで、言葉の整理をさせていただいたところでございます。</p> <p>武岡委員の意見のとおり掲載することが適切かどうかにつきまして、検討させていただければと思っております。</p> <p>教職員相互の人間関係の構築について追加したほうが良いのではないかという点につきましては、追加したい考えます。</p> <p>小林委員： 地域や家庭との連携については、家庭で親が養育をしっかりとしていないような場合は、どのように連携していくのがよいのか、方針に記載するよう検討をいただきたいと思っております。</p> <p>管理課長： 家庭環境が特殊な場合については、いじめの個々のケー</p>

	<p>スに応じて学校などと十分に協議をして対応いたします。地域の関係機関やPTAとも連携をしていくことになり、そこについては、方針に含まれています。</p> <p>寺田委員： 当別町独自のいじめ防止の方針ですから、親には子どものいじめに気づく責任もあるよとか、子どもの気持ちに寄り添って欲しいとか、保護者への強めのメッセージをいれたら良いのではないかと思うが、どうか。</p> <p>管理課長： 方針案6 ページ上段の枠内、第9条で、保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。とありますので、ここで網羅されているものと考えます。</p>
採 決	原案のとおり決定

議 事	日程第 6 議案第 2 号
案件名	平成 2 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への当別町の結果掲載について
説 明	<p>平成 2 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領に基づき、「北海道版結果報告書」への当別町の結果資料を掲載することに同意するため、委員会の議決を得ようとするものであります。</p> <p>道教委の方針として、文部科学省の実施要領に基づき市町村別の体力調査の結果を公表することとしております。</p> <p>その意義については、体力向上は、学校だけではなく、家庭や地域と連携を図った取組が必要であり、検証改善サイクルに基づいた体力向上の施策を進めることが効果的であることから、道教委の報告書に市町村の状況を掲載することは、結果の公表に留まらず、その後の取組の改善につながることを。市町村が抱える課題等を道教委も共有し、市町村の課題解決に向けた支援を行うことが可能となること。多くの市町村に賛同していただき、報告書に掲載することで、道内での様々な取組を互いに共有し、実効性のある取組につなげることが可能となること。の効果が期待できるものとしてます。</p> <p>市町村別の公表のフォーマットでの公表を行おうとするものですが、公表の同意をいただいた後には、教育委員学習会を開催し、当別町の結果資料をお示ししながら、基本フォーマットに加えて掲載するデータを、1 月定例会で決定いただこうと考えています。</p>
質 疑	質疑なし
採 決	原案のとおり決定